

コメ先物商品設計ワーキンググループ
報 告 書

平成 23 年 2 月

 **東京穀物商品取引所**

目 次

はじめに	2
コメ先物商品設計ワーキンググループ委員名簿	3
コメ上場検討委員会の日程および議題	4
I. コメ先物市場の市場設計に関する基本方針	5
II. 米穀の商品設計案（概要）	6
1. 基本事項及び受渡関連事項	6
2. 市場管理関連事項	7
III. 米穀の商品設計案	8
【基本事項】	8
1. 上場商品	8
2. 標準品	9
3. 受渡供用品	9
4. 呼値及び呼値の単位	10
5. 取引単位	11
6. 限月	11
7. 格付表	12
8. 納会日	13
9. 取引時間	13
【受渡関連事項】	14
1. 受渡単位	14
2. 受渡方法・受渡手段	14
3. 受渡日	15
4. 受渡場所	15
5. 受渡方式	16
6. クレーム処理	17
【市場管理関連事項】	18
1. 値幅制限	18
2. 証拠金	20
3. 建玉制限	20
4. 建玉報告	21
5. 市場管理・市場監視体制	21

はじめに

(株)東京穀物商品取引所では、平成 22 年 7 月にコメ研究会を設置して、大きく変化している現在のコメの生産・流通環境においてコメ先物市場が貢献しうる役割や、先物市場に対して根強く残る懸念や不安への取組みを整理・検討しました。その結果、同年 12 月にコメ研究会報告書を取りまとめ、『コメ先物市場は現在のコメ政策と相まって計画的かつ安定的なコメ生産・流通の実現に貢献できる可能性が高いと考えますが、当然生じるであろうコメ関係者の戸惑いや活用方法に対する疑問の解消や、その影響を検証するためにも、まず 2 年程度に期間を区切ってコメ先物市場の試験事業を行う』旨を提案させていただきました。

この提案をもとに、利便性の高いコメ先物市場の設計をするべく、平成 23 年 2 月にコメの実務担当者及び学識経験者 9 名からなるコメ先物商品設計ワーキンググループを設置しました。本ワーキンググループでは、コメに係る政策・制度の変化、生産・流通事情の変化に加えて、生産者等の「投機によって価格が乱高下するのではないか」という不安の払拭・緩和に資するような仕組みを整えるという方針の下で、市場設計、受渡制度、市場管理制度等について検討し、意見の集約をいたしました。本ワーキンググループでは、このような論議の結果を踏まえ、新たな商品設計案を提案させていただきます。

コメ先物商品設計ワーキンググループ委員名簿

氏名	会社役職名等
安生 敏	全国主食集荷協同組合連合会 米穀販売部長
浦栢 健	豊商事株式会社 取締役事業本部長
大木 太朗	岡地株式会社 国際法人部長
金子 泰彦	木徳神糧株式会社 業務チームマネージャー
◎茅野 信行	國學院大學経済学部教授
筒井 慎治	株式会社神明 仕入部次長
古庄 堅治	全国米穀販売事業共済協同組合 業務部長
柳下 玄文	株式会社ミツハシ 商品部長
矢坂 雅充	東京大学大学院経済学研究科准教授

(敬称略、五十音順)

◎は座長
—以上 9 名—

コメ先物商品設計ワーキンググループの日程および議題

第1回：2011年（平成23年）2月18日（金）

議題：座長の選任

コメ先物設計ワーキンググループの進め方について

コメ先物商品設計（基本事項）にかかる論点

第2回：2011年（平成23年）2月25日（金）

議題：コメ先物商品設計（受渡事項、市場管理事項）にかかる論点

第3回：2011年（平成23年）2月28日（月）

議題：コメ先物商品設計ワーキンググループ報告書案について

I. コメ先物市場の市場設計に関する基本方針

- (1) 「コメ上場検討委員会報告書（平成 17 年 6 月）」における商品設計案をベースとして、その後の政策・制度や生産・流通事情の変化等を踏まえて必要な修正を行う。
- (2) 受渡制度に構築にあたっては、「売方（渡方）勝手渡し」の原則を維持しながらも、買方（受方）が安心して取引や受渡しに参加できるよう、受方にとっての不確実性を極力排除する。

（注）現物取引では、買い方の要望に沿って現物受渡しが行われる。先物取引では、銘柄、受渡場所、受渡日（受渡期間が設けられている場合）については、取引所が定めた範囲内で売方（渡方）に選択権が与えられる「売方（渡方）勝手渡し」が原則で、我が国だけでなく世界の取引所でも用いられている。この理由としては、モノは現金と比較して手当てや移動が格段に難しく、買方（受方）に選択権を与えてしまうと、売方（渡方）になれるのはどのような要求にも対応可能なごく一部の者に限定されて、取引が成立しない、あるいは市場の寡占化が進む等の市場管理上のリスクが高まることが挙げられる。一方、買方（受方）から見ると、「売方（渡方）勝手渡し」ではどのような銘柄が、どこで、いつ渡されるか分からないという不確実性が残る。

- (3) 生産者等の「投機によって価格が乱高下するのではないか」という不安の払拭・緩和に資するよう、市場管理等において所要の修正及び新たな仕組みを導入する。

（参考）「コメ上場検討委員会報告書（平成 17 年 6 月）」における基本方針

1. コメは主要食糧として国民のなじみも深く、生産量、流通量、消費量のいずれをとっても、わが国最大の農産物である。コメ先物市場の市場設計にあたっては、このようなコメの商品特性に留意して、消費地市場としてだけではなく生産地市場としての機能を考慮する。
2. コメの生産・流通及びその使用等に関わる「コメ当業者（生産者、集荷業者、卸売業者、外食・中食業者、量販店、小売店等）」がヘッジ目的で利用できる市場となるよう、コメの現物流通の実態や商慣習と整合性のある市場設計とする。
3. 公正かつ効率的な価格形成に不可欠な高い市場流動性を確保するために、コメ当業者や一般投資家などの市場参加者が、容易に取引に参加できるよう、利便性を十分に考慮した市場設計とする。
4. コメ先物市場の健全な育成が図れるよう、公正な価格形成を実現するために、コメの商品特性を留意して、必要な市場管理の仕組みを用意する。

II. 米穀の商品設計案（概要）

1. 基本事項及び受渡関連事項

標準品	<p>「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30kg 紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。</p> <p>関東産コシヒカリ（茨城、栃木及び千葉県産のコシヒカリをいう。）</p>
受渡供用品	<p>①「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30kg 紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。標準品銘柄との格差は格付表で定める。</p> <p>コシヒカリ（福島、茨城、栃木、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野） ひとめぼれ（岩手、秋田、宮城、山形、福島） あきたこまち（岩手、秋田）、山形はえぬき、 北海道ななつぼし・きらら 397・ほしのゆめ、 青森つがるロマン・まっしぐら</p> <p>②上記の受渡供用品について、等級、年産、包装の異なるものの範囲及びその格差については格付表において別途定める。 ※「用途限定米穀」及び「食用不適米穀」を受渡しに供することはできないことを格付表で規定する。</p>
呼値	60kg（1 俵）
呼値の単位	10 円
取引単位	1 枚につき 6,000kg（100 俵、200 袋）
受渡単位	1 枚につき 12,000kg（200 俵、400 袋）
限月	6 ヶ月以内の連続月による 6 限月制
取引時間	日中取引：9：00～15：30、夜間取引：17：00～19：00
納会日	20 日
受渡日	納会日の 5 営業日後
受渡方法	<p>①指定倉荷証券による置き場渡し ②受渡当事者の合意に基づく受渡方法（荷渡指図書による持込み渡し等）</p>
受渡場所	<p>①取引所が指定した東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木における取引所の指定した倉庫。 ②受渡当事者の合意に基づく受渡場所</p>
受渡方式	<p>①期日受渡し方式 ②受渡当事者の合意に基づく受渡方式（早受渡し方式、合意受渡し方式） ※取引所を経る受渡しではないが、現物先物交換取引（EFP）も導入する。</p>

2. 市場管理関連事項（仮案）

<p>値幅制限</p>	<p>① 通常の値幅制限措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前日の帳入値段から上下 300 円で取引一時停止（その後、+300 円の範囲で市場離脱を促す）。 <p>② 価格変動に応じて段階的に拡大・縮小させる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つ以上の限月で取引停止の場合は、翌日の値幅制限を上下 400 円（市場離脱幅+400 円）に拡大。拡大後も 2 つ以上の限月で取引停止の場合は翌日の値幅制限を上下 500 円（市場離脱幅+500 円）に拡大。 ・ どの限月も拡大後の値幅制限に達しない場合は翌日より値幅制限を段階的に 400 円、300 円に縮小。 												
<p>証拠金</p>	<p>当初の取引証拠金は、60,000 円/枚程度 （注）(株)日本商品清算機構（JCCH）が決定</p>												
<p>建玉制限</p>	<table border="1" data-bbox="427 779 1353 913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1 番限</th> <th>2 番限</th> <th>3 番限以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当業者</td> <td>1,000 枚</td> <td>3,000 枚</td> <td>3,000 枚</td> </tr> <tr> <td>一般委託者</td> <td>500 枚</td> <td>1,500 枚</td> <td>3,000 枚</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、出回り量の減少が予想される端境期の 7 月限及び 8 月限が 1 番限の時は、1 番限の建玉制限は当業者、一般委託者ともに上表の 2 分の 1（当業者 500 枚、一般委託者 250 枚）とする。 ・ 当業者が現物のヘッジ目的で建玉を持つ場合、取引所に届け出て承認を受けることを条件に建玉制限を超えて建玉することができる。 	区分	1 番限	2 番限	3 番限以降	当業者	1,000 枚	3,000 枚	3,000 枚	一般委託者	500 枚	1,500 枚	3,000 枚
区分	1 番限	2 番限	3 番限以降										
当業者	1,000 枚	3,000 枚	3,000 枚										
一般委託者	500 枚	1,500 枚	3,000 枚										
<p>建玉報告</p>	<p>建玉報告は、以下の要領で行うこととする。</p> <p>① 取引所が商品先物取引業者から報告を受ける情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現物価格との価格の関連性が強い 1 番限について、取引所は商品先物取引業者から月初と納会日 2 営業日前に委託者の建玉情報（1 枚以上）について報告書を徴収する。 <p>② 取引所が商品先物取引業者から報告を受け、農水省に提出する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所は、毎営業日、限月ごとに 21 枚以上の建玉を保有する大口委託者について、限月ごと、売り買いの別ごとの情報を商品先物取引業者から報告を受け、当該情報を農水省に報告する。 												
<p>市場管理体制</p>	<p>コメの市場管理・監視体制として以下の体制を構築する。</p> <p>① 社長直属の第三者機関である「市場取引監視委員会」のメンバーにコメの学識経験者を加える。</p> <p>② 常設委員会として、コメの各分野の専門家から構成される「コメ運営委員会」を設置し、定期的に試験上場の実施状況をレビューする。</p> <p>③ 取引所における日常の市場監視体制として、市場部において取引状況をオンサイトで監視し、自主規制部において市場監視システムにより取引データの事後的な検証を行う</p> <p>④ 現物市場の動向を把握する体制を構築し、先物市場と現物市場を一体的に監視する体制を整える。（ヒアリングによる現物価格の入手、指定倉庫在庫の在庫量把握等）</p>												

Ⅲ. 米穀の商品設計案

【基本的事項】

1. 上場商品

上場商品は「米穀」とする。

- (1) 「コメ上場検討委員会（平成 17 年 6 月）」では、公正な価格形成を実現するためには市場を一つにして市場参加者を集中される方が望ましいが、用途等の商品特性や価格変動パターン・価格水準が異なる 2 つの銘柄群に分類できるとして、「コシヒカリ」と「きらら 397」の 2 商品をそれぞれ別建て上場することを提案したが、コメの流通・消費事情が以下のように変化していることから、2 つの商品を一本化して、上場商品を「米穀」とした方が望ましいと考える。
- ・「コシヒカリ」の標準品であり、家庭用・業務用と位置付けていた「関東コシヒカリ」の業務用利用の拡大や、業務用と位置付けていた「北海道きらら 397」等の北海道米の家庭用利用の拡大など、用途別に切り分けることの意味合いが希薄化していること。
 - ・コメの銘柄間の価格関係が変化して、銘柄間格差が縮小し、価格連動性も高まったこと。
 - ・なお、コメの銘柄間の価格関係（連動性、価格差）は、持越在庫数量や特定銘柄に対する特殊な需要の発生等により年産ごとに変化するため銘柄群に分類することは難しく、このような場合においては、上場商品を分けずに受渡供用品に追加して、格付表の変更頻度を増やすことによって銘柄間の格差を調整する方が望ましいこと。
- (2) 上場商品を「米穀」に一本化することによるメリットは以下の通り。
- ・上場商品を一本化して市場参加者を集中させることによって、市場流動性が高まり公正な価格形成の実現のためにも望ましいこと。
 - ・生産者等が懸念している投資資金による価格操作・乱高下等（ファンド等の買い占め等）を防止するためにも、上場商品を一本化して市場キャパシティが大きい方がよいこと。
 - ・同じくコメの試験事業を検討している関西商品取引所との間でも市場間・商品間の裁定機能が働きやすくなること。

2. 標準品

標準品（取引の基準となる銘柄）は、①「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、②農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品（正味30kg紙袋入り）の当年産のうち、以下の産地品種銘柄とする。

「関東産コシヒカリ（茨城、栃木及び千葉県産のコシヒカリをいう。）」

- (1) 上場商品「米穀」の標準品となりうる品種としては、生産量、流通量、知名度からみて「コシヒカリ」が適当と思われる。コシヒカリのなかでは、「新潟一般コシヒカリ」と「関東コシヒカリ」が標準品の候補となるが、用途の汎用性、価格指標性、他銘柄との価格連動性、受渡場所である関東地区における流通量等を勘案すると、「関東コシヒカリ」が適当と考えられること。
- (2) 「米トレーサビリティ法」について、平成22年10月にトレーサビリティ部分が施行され、平成23年7月に産地情報伝達部分が施行されることから、これらを適用することを条件に加える。

3. 受渡供用品

受渡供用品（受渡しに供することができる銘柄）は、①「米トレーサビリティ法」に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、②農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等合格品（正味30kg紙袋入り）の当年産のうち、当面の間、以下の産地品種銘柄とする。標準品銘柄との銘柄間の格差は格付表で定める。

コシヒカリ（福島、茨城、栃木、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野）

ひとめぼれ（岩手、秋田、宮城、山形、福島）

あきたこまち（岩手、秋田）

山形はえぬき

北海道ななつぼし・きらら397・ほしのゆめ

青森つがるロマン・まっしぐら

上記の受渡供用品について、等級、年産、包装の異なるものの範囲及びその格差については格付表において別途定める。

「用途限定米穀」及び「食用不適米穀」は受渡しに供することはできないことを格付表において規定する。

- (1) 日本のコメの価格情報を発信する公的機関として、出来るだけ多くのコメ関係者にとってのビジネスツールとなるとともに、多くの関心を喚起して取引に参加する人を確保するためにも受渡供用品は可能な限り範囲を広げることが望ましい。
- (2) 一方、範囲を広げ過ぎると、買方（受方）にとっては受渡し時に渡ってくる銘柄についての不確実性が高まり、積極的に買方（受方）として市場参加できなくなるという弊害も生じる。JAS 法による規制もあり、異品種の混入についての自主申告も必要な状況であり、買方（受方）はどのような銘柄でも処理できるという状況ではないという事情もある。
- (3) このような事情を勘案して、受渡供用品となる産地品種銘柄は以下の方針に基づいて決定する。なお、産地品種銘柄別の生産量は大きく変動することから、格付表制定の度に見直しが必要。
 - ① 対象産地品種銘柄は相対取引価格報告銘柄から選定する。
 - ② 対象品種は、流通量が多く汎用性のある品種にする。
 - ③ 一定の生産量（例：5 万トン程度）がある産地品種銘柄で、受渡場所である関東地区において一定の市場占有率がある銘柄とする。
 - ④ 格付表制定の基礎となる価格データが存在するものとする。
 - ⑤ 生産者等が懸念している投資資金による価格操作・乱高下等（ファンド等の買い占め等）を防止するためも、受渡供用品の生産量の合計が日本全体のコメ生産量の 40%から 50%程度をカバーすることを目標とする。
（上記の 22 銘柄で生産量約 420 万トン（全国生産量比 50%）をカバー）
- (4) 受渡供用品となる産地品種銘柄について、格差を設定した上で、年産、等級、包装の異なるものの供用を認める。
- (5) 加工用・新規需要米制度が発足し、平成 22 年 4 月から改正食糧法に基づき「用途限定米穀」や「食用不適米穀」の取扱いがルール化されたことから、格付表においてこれらの米穀は受渡しに供することができないことを規定する。

4. 呼値及び呼値の単位

- ① 呼値（価格の単位）は 60kg（1 俵）とする。
- ② 呼値の単位（価格の刻み）は 10 円とする。

- (1) 呼値については、玄米の現物取引における価格の単位としては、「円/60kg（俵）」が一般的。
- (2) 呼値の単位は、想定される 1 日あたりの価格変動の大きさを基準に設定

5. 取引単位

取引単位（先物契約の単位）は、1枚につき「6,000kg（100俵、200袋）」とする。

- (1) 取引単位である100俵（200袋）は、コメの現物取引でも用いられている単位であり、コメ当業者、投資家双方にとって分かりやすい。
- (2) 取引の担保金である証拠金の額との関係においても、他の上場商品と比較しても割高にならない水準になり、コメ当業者、投資家ともに取引参加が容易になる。

6. 限月

限月（先物契約月）は、「連続月による6ヶ月先までの6限月制」とする。

- (1) 「コメ上場検討委員会（平成17年6月）」で決定した「偶数月による12ヶ月先までの6限月制（2月限、4月限、6月限、8月限、10月限、12月限）」の場合、格付表の制定（銘柄間格差の見直し、受渡供用品の追加等）が原則として1年1回に限定されるという問題がある。
- (2) コメ生産者や流通業者にとっては、国産農産物であるコメの場合は、格付表を1年に最低2回（4月と10月）は改訂して、銘柄間格差の是正や受渡供用品の追加等を行うことのメリットが大きいと考えられることから、「連続月による6ヶ月先までの6限月制」が望ましい。なお、国産農産物である小豆も同様の設定を行っている。
- (3) 常時6ヶ月先までの価格が提供されることから、播種前契約等の基準価格として利用することは十分可能であり、コメ生産者や流通業者の利便性を損ねるものではない。
- (4) 限月が連続月になることによって、現物受渡しは毎月行われることから、コメ流通業者にとっては在庫の縮減・調整を効果的に行うことができるようになる。また、先物市場と現物市場のリンケージがより密接になって価格の連動性が強まる効果も期待できる。

7. 格付表

- ① 格付表は年2回、4月（新穀限月である10月限から3月限までの限月について適用）と10月（4月限から9月限までの限月について適用）に制定する。
- ② 格付表は、生産者等、コメ卸業者、コメ需要家、検査業者、商品取引業者、学識経験者等の有識者から構成される「コメ運営委員会（仮称）」の議を経て取締役会の承認を受けて決定する。
- ③ 格付表では以下の事項を決定する
 - ・受渡供用品の範囲及び格差
 - ・等級の範囲（1等及び2等）及び格差
 - ・年産の範囲（当年産及び旧年産）、供用期限、格差
 - ・受渡場所格差（運賃格差）
 - ・包装による格差
- ④ 格付表は適用限月について途中で変更されることは原則としてないが、コメの場合は、経済事情の変動その他の事情により必要が生じたとき、あるいは、不作等により需給バランスが著しく崩れた場合には、コメ運営委員会及び取締役会の議を経て、供用品の銘柄の追加、旧年産米の供用期限の延長等を含む格付表の変更を行うことができる特例を設ける。

- (1) 格付表の見直しは、他の上場商品の場合は原則1年1回であるが、コメは年産ごとの銘柄間格差の変動が大きいことから、1年に2回見直すこととする。
- (2) 限月を「連続月による6ヶ月先までの6限月制」にすることにより、格付表を以下のように決定する。
 - ① 新穀限月である10月限の新甫発会前である4月に旧年産の声価に基づいて10月限から3月限までの格付表を決定する。
 - ② 9月末の作況指数の発表後、当年産米について作柄見通しがある程度確定した10月に、4月限から9月限までの格付表を決定する。
- (3) コメは我が国の基幹農産物であり影響範囲が広いことから、格付表の制定機関として幅広い専門家によって構成される「コメ運営委員会（仮称）」を設置する。生産者等については、試験事業の運用を通じて理解を求めながら、コメ運営委員会に参加して頂くよう働きかけていく。

8. 納会日

納会日（先物契約の最終取引日）を毎月の 20 日（当日が休業日に当たるときは前営業日）とする。

- (1) 納会日の値段は最終的な受渡値段を決定する重要な取引日であることから、市場管理上、他の上場商品の納会日と同一日にならないことが望ましい。
- (2) 10 月における格付表の制定に関して、9 月末の農水省による「水稻の作付面積及び 9 月 15 日現在における作柄概況」の発表を待って、「コメ運営委員会」を開催し、取引所で機関決定するスケジュールを勘案して 20 日とする。

9. 取引時間

取引時間は、日中取引：9：00～15：30、夜間取引：17：00～19：00 とする。

- (1) 輸入農産物を中心とした他の上場商品は、海外市場との裁定取引等の目的で夜間取引を 23 時まで行っているが、コメは国産農産物であることから、当面の間 19 時までの取引で終了する。
- (2) ただし、今後コメの輸出拡大等諸事情が変化した場合は、コメ当業者の意見を踏まえ、取引時間の延長を検討する。

【受渡関連事項】

1. 受渡単位

受渡単位（受渡しを行う単位）は、1枚につき「12,000kg（200俵、400袋）」とする。

- (1) 現物流通における「置き場取り」では200俵（400袋、12t超のトラック1両分）が一般的な単位。
- (2) 受渡単位を取引単位と同じ100俵（200袋）とすると、買方（受方）が受けるにあたって想定外のコストが生じるリスクがあることから、受渡単位は現物流通の単位と平仄を合わせて200俵（400袋）とする。

（注）受渡単位を取引単位と同じ100俵とすると、同一倉庫で同じ銘柄をトラック1両分（200俵）受けることを希望していたコメ当業者が、希望に反して銘柄や保管倉庫が異なるコメを100俵ずつ割り当てられてしまうと、別々に小型トラックを2台仕立てる必要が生じるなど予期せぬコストが生じるリスクがある。

2. 受渡方法・受渡手段

- ① 指定倉荷証券による置き場渡し
- ② 受渡当事者の合意に基づく受渡手段（荷渡指図書、指示書、出荷依頼書等）及び受渡方法（持込み渡し等）

- (1) 先物取引は顔の見えない者同士による匿名での取引であることから、受渡手段としては法的拘束力、譲渡性、発券倉庫の信頼性等において有価証券である倉荷証券が適当であり、受渡方法も倉荷証券を発券できる倉庫での置き場渡し（現物取引における「置き場取り」）が基本となる。
- (2) しかし、コメの現物取引では、売方（渡方）が買方（受方）の指定する倉庫や搗精工場へ「持込み渡し」をするのが基本であり、その場合の受渡手段としては「荷渡指図書」、「指示書」、「出荷依頼書」等の簡便な書類が用いられていることを考慮して、受渡当事者の合意がある場合には、その合意内容に従って、倉荷証券以外の受渡手段による受渡しも認めることとする。

3. 受渡日

受渡日（倉荷証券と代金を交換する日）は「納会日の5営業日後」とする。

- (1) 倉荷証券の発券期間と、産地倉庫（特に栃木等の遠隔地）からの倉荷の輸送期間、さらには、受渡当事者が「合意受渡制度」を用いる場合の合意条件を詰めるための時間的猶予を勘案すると5営業日ほど必要になる。
- (2) コメは国内最大規模の農産物であることから、相当量の受渡しが予想されるため、円滑な業務遂行のため、他の上場商品の受渡日と重ならないよう考慮。

4. 受渡場所

- ① 倉荷証券により受渡しを行う場合は、下記の指定倉庫のうち、売方（渡方）の選択した倉庫。指定倉庫は、所定の設備条件を満たした（社）全国食糧保管協会に加盟する営業倉庫のうち発券許可を有する倉庫とする。
 - ・ 取引所が指定した「東京都特別区」の営業倉庫…格差なし
 - ・ 取引所が指定した「東京（東京都特別区を除く）、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木）」の営業倉庫…運賃に基づく格差あり
- ② 受渡当事者の合意に基づく受渡しを行う場合は、合意した受渡場所とする。この場合、運賃格差等は合意内容に含まれる

- (1) 先物取引の受渡しにおいて、倉荷証券を受渡手段として用いる場合には、取引所が定めた受渡場所における指定倉庫での「置き場渡し」が基本になるが、コメの現物取引では、渡し方が受け方の指定する倉庫や搗精工場への「持込み渡し」が基本であるため、これらの商慣習と平仄をあわせるために、受渡当事者の合意がある場合には、その合意した場所での受渡しも認める。
- (2) 指定倉庫の場所の範囲について、本来、全ての受渡供用品の産地に所在する営業倉庫を含めることが望ましいが、受渡供用品の範囲が広く格差の設定が難しいことや、取引所において産地受渡しの実績・経験が無いこと、など不安が残ることから、当面の間、他の上場商品の受渡しで実績がある大消費地の東京近郊（東京、神奈川、埼玉、千葉）と標準品の産地である栃木及び茨城に所在する倉庫に限定することが望ましい。ただし、栃木において産地渡しの運営ノウハウを蓄積して問題ないと判断されれば、順次その他の受渡供用品の産地に受渡場所を拡大していく。
- (3) 受渡場所間の格差について、買方（受方）にとってのコスト計算上の不確実性を排除して、どの指定倉庫で受けても不利が生じないように、基準となる受渡場所を東京23区に限定し、それ以外の受渡場所とはトラック運賃をベースにした運賃格差を設けることとする。

5. 受渡方式

- ① 基本の受渡方式は、買方（受方）と売方（渡方）が、納会日以降の受渡日に取引所において倉荷証券と受渡代金の交換を行う「期日受渡し方式」とする。
- ② 受渡当事者の合意に基づく受渡しを行う場合は、以下の受渡方式を用いることとする。
 - イ) 早受渡し方式
 - ・ 納会日前に、買方（受方）と売方（渡方）が、先物契約で規定する受渡条件（受渡日を除く）の範囲内において、現物受渡しの希望（渡し希望または受け希望）を取引所に届け出て、その内容を市場掲示して応諾を待ち、応諾者が現れれば、現物受渡しによって決済を終了する方式。
 - ロ) 合意受渡し方式
 - ・ 納会日後において、受け方と渡し方が、先物契約で規定する以外の受渡条件（受渡品、受渡場所、受渡方法、受渡手段、受渡日等）で受渡しを行うことに同意した場合、当事者の責任において受渡しを行う方式。
- ③ 取引所を経た受渡しではないが、納会日前に、現物市場での売り方と買い方が、お互いの現物取引（売買契約・受渡し等）を裏付けとして、取引所に申出ることによって、先物市場で保有していたヘッジ目的等の建玉を競争売買を行わずに解消（双方が建玉を保有する場合）または移転（片方のみ建玉を保有する場合）させる「現物先物交換取引（EFP）」を導入する。

- (1) 先物取引の受渡しでは、「期日受渡し方式」が基本となるが、この場合、買方（受方）が取引所指定倉庫での「置き場取り」が基本になる。しかし、コメの現物取引では、売方（渡方）が買方の指定する倉庫や搗精工場への「持込み渡し」が基本であるため、これらの商慣習との整合性をとって、受渡当事者間で合意が得られた場合には、その合意内容に従って受渡しを行う「合意受渡し方式」を導入する。
- (2) 取引所における受渡しでは、「合意受渡し方式」を導入したとしても、コメの現物取引における商慣習を 100%反映させることは難しい。したがって、シカゴ等の海外の取引所で用いられている「現物先物交換取引（EFP 取引）」を導入して、コメ当業者の利便性を高めることとする。

6. クレーム処理

- ① クレーム対象項目は、品質（着色粒、カビ臭等の異臭、水分、胴割れ等）、量目、包装、カドミウム及び残留農薬とする。
- ② クレームの申請期間は、受渡日から5日以内とする。
- ③ クレームの裁定機関としてコメ品質検査に熟練した委員で構成される「コメ受渡審査委員会」を設置し、委員の合議で裁定する。
- ④ クレームの処理方法は、検体のサンプルを基準サンプルと比較して、裁定機関であるコメ受渡審査委員会における合議を経て裁定する。
- ⑤ 裁定の種類は、「合格」、「値引合格（代金調整）」、「不合格（代替品の提供）」とする。なお、カドミウム及び残留農薬については、食品衛生法で規定する基準を超える場合には不合格とする。（カドミウム及び残留農薬については専門の検査機関による理化学的な検査を要するため、相当の検査費用及び検査日数を要する）
- ⑥ 費用負担については、裁定結果が「合格」の場合には申請者負担、「値引合格」や「不合格」の場合は渡方負担。同様に、クレーム処理により要した期間発生する倉庫保管料も裁定結果によって負担者が変わる。
- ⑦ 希望前検査を導入する。これは、予め当該荷口が取引所基準を満たしているか否かを事前に検査（ただしカドミウムと残留農薬を除く）する事前検査制度であり、この検査を受けたものについては当月限のクレーム申請は認められない。

- (1) 取引所における受渡品は、農産物検査法に基づき登録検査機関が検査して「産地品種銘柄」「年産」について証明されたものに限定されるので、「産地品種銘柄」「年産」はクレームの対象としない。
- (2) 「品質」については、検査証明が添付されていても、その後の流通過程や保管状態によって品質変化が生じる可能性もあるのでクレーム対象とする。
- (3) 「残留農薬」や「カドミウム」は食品衛生法の基準を満たすことが当然とされており、取引所における受渡品も同様であるが、万が一の可能性を考慮してクレーム申請ができることとする。ただし、これに要する検査費用は高額であり、「合格」となった場合は申請者である受方が全て負担することとなる。
- (4) 取引所の標準品、受渡供用品からは「食用不適米穀」と「用途限定米穀」は除外される。「食用不適米穀」については、農産物検査で合格したものがその後の流通過程でカビの発生等により「食用不適」となる可能性があり、目視検査でも確認できるのでクレーム対象とする。ただし、「用途限定米穀」であるか否かについては、トレーサビリティや表示を意図的に偽造して提供された場合には検証の手段がないため、クレーム対象とすることは難しく、虚偽表示等犯罪行為として対応するしかないものと考えられる。

【市場管理関連事項】

1. 値幅制限

異常な価格変動を抑制し、相場の過熱時に市場参加者に冷静な対応を促すために、値幅制限（前日の帳入値段から上下に価格が変動できる値幅額）を設ける。

① 開始当初の値幅制限額は、納会月以外の限月は 300 円（ただし市場離脱等を目的としたアローワンス+300 円）とする。納会月は値幅制限なし。（1 日の値幅制限について、2 段階の取引停止措置を設ける。）

イ) 値幅制限を 300 円とするが、ある限月について、この水準を超える値段で市場離脱等を目的として売り買い注文が対当している場合には、相場の過熱を抑えるために、当該限月だけでなく全限月の取引を 5 分間停止する。その後、市場離脱等を促すためにアローワンス分の 300 円を拡大して取引を再開する。

ロ) アローワンス分拡大してもなおその水準を超える値段で市場離脱等を目的として売り買い注文が対当している場合には、再度相場の過熱を抑えるために、当該限月だけでなく全限月の取引を 5 分間停止する。ただしその後はアローワンス分の拡大を行わずに取引を再開する。

ハ) 下記②イ) の場合を除き、翌日は値幅制限額 300 円として上記イ)、ロ) のプロセスで取引が行われる。

② 価格変動に応じて値幅制限を段階的に拡大・縮小させる方法を採用する。

イ) 納会月を除く 5 つの限月のうち、2 限月以上の限月において、上記①ロ) により取引が停止されて終了した場合は、翌日の値幅制限額を拡大して、納会月以外の限月は第一値幅制限額を 400 円（アローワンス+400 円）とする。納会月は値幅制限なし。この値幅制限額に基づき①のイ) からロ) のプロセスで取引を行う

ロ) 上記イ) にもかかわらず、納会月を除く 5 つの限月のうち、2 限月以上の限月において、上記①ロ) により取引が停止されて終了した場合は、翌日の値幅制限額を拡大して、納会月以外の限月は値幅制限額を 500 円（アローワンス+500 円）とする。納会月は値幅制限なし。この値幅制限額に基づき①のイ) からロ) のプロセスで取引を行う。

ハ) 上記ロ) にもかかわらず、納会月を除く 5 つの限月のうち、2 限月以上の限月において、上記①ロ) により取引が停止されて終了した場合には、翌日の値幅制限額を拡大しないで上記②ロ) のプロセスで取引を行う。

二) 上記②ロ) の結果、全限月の取引がアローワンスの範囲内で取引終了した場合には、翌日の値幅制限額を 400 円に縮小して②イ) と同じプロセスで取引を行う。

ホ) 上記二) により拡大した結果、全限月の取引がアローワンスの範囲内で取引終了した場合には、翌日の値幅制限額を当初の 300 円に縮小して①と同じプロセスで取引を行う。

- (1) 主食として安定的な価格形成が求められるコメの値幅制限については、他の商品よりもきめ細かい運用を行う必要がある。
- (2) 過去3年間の現物価格の統計データを用いると、1日当たりの最大値幅は300円程度と予想されるが、イ) 日次ベースでの現物価格データがなく、週次ベースのデータを用いて統計的に日次換算して算出した額であるために均されて小さくなっている可能性があること、イ) 先物市場では価格発見過程で一時的に価格のブレが生じることがあること、ウ) 市場離脱等を目的として実勢値段より高い値段・安い値段で注文を出すことがあること、から市場管理のためにもアローワンスを設ける必要がある。(例、小豆の場合、価格変動幅の上位95%点の350円を値幅制限額、アローワンス+350円を設けている。)
- (3) 「基本の値幅制限」と「市場離脱等を目的としたアローワンス」の2段階制にすることによって、相場が過熱しても冷却期間がおかれて安定的な価格形成の実現と、取引参加者の円滑な市場参入・離脱による公正な取引が実現できる。このような値幅制限の2段階方式は、国産農産物である小豆の先物取引において実際に運用されている。
- (4) ある限月が値幅制限に達すると全限月の取引を一旦休止することによって、限月間の価格関係を安定的なものとし、特定の限月の突出した動きを抑制できる。
- (5) 1日の短期的な価格変動だけでなく、数日に及ぶ中長期的の価格変動もなだらかにする目的で、国際的なルール(シカゴ市場の粳米先物取引)を参考に価格変動時に値幅制限額を段階的に拡大・縮小させる方法を採用する。
- (6) なお、値幅制限額は、実際に取引が行われ、十分な価格データが得られた段階で変動幅の上位95%点の額を基準として見直す必要がある。

【参考：シカゴの粳米先物の値幅制限ルール】

- (1) 基本となる値幅制限額は\$0.5/cwt
- (2) 当限を除く期近6限月(又は同作物年度に属する残りの限月)のうち2限月以上の限月において、買唱値が値幅制限額の上限、または売唱値が値幅制限の下限に達している場合、翌日の値幅制限額は50%拡大して\$0.75/cwtとする。
- (3) (2)により、値幅制限が\$0.75/cwtになったにもかかわらず、同じく当限を除く期近6限月(又は同作物年度に属する残りの限月)のうち2限月以上の限月において、買唱値が値幅制限額の上限、または売唱値が値幅制限の下限に達している場合、翌日の値幅制限額は50%拡大して\$1.15/cwtとする。
- (4) (3)により、値幅制限が\$1.15/cwtになり、どの限月の買唱値または売唱値が値幅制限の上限・下限に達しない場合、翌日の値幅制限額は(2)の0.75/cwtとする。
- (5) (4)により、値幅制限が\$0.75/cwtになり、どの限月の買唱値または売唱値が値幅制限の上限・下限に達しない場合、翌日の値幅制限額は(1)の0.5/cwtとする。

2. 証拠金

当初の取引証拠金（取引の担保金）は、60,000円程度が適当と思われる。ただし、価格変動が大きくなる時には証拠金を上げて取引を抑制する必要がある。

- (1) コメ当業者や投資家が安心して長期にわたって取引を行うことができることを考えると、当初は取引参加意欲を阻害しない程度に高めに設定する。
- (2) 取引単位（100俵）と値幅制限額（当初想定される額 300円）を勘案し、他の上場商品と同じ算定方式で計算すると約 30,000円（300円×100俵）と試算されるが、万が一、値幅制限額のアローワンスに達した場合にもカバーできるよう 60,000円（丸代金の 5%弱）とする。
- (3) 取引証拠金の額は、取引所の清算業務を行っている(株)日本商品清算機構（JCCH）が最終的に決定する。

3. 建玉制限

建玉制限（取引する人の取引可能数量の上限）のイメージ（仮案）

・米穀（売又は買のそれぞれの限度）

区分	1 番限	2 番限	3 番限以降
当業者	1,000 枚	3,000 枚	3,000 枚
一般委託者	500 枚	1,500 枚	3,000 枚

- ・端境期で出回り数量の不足が懸念される 7 月限、8 月限が 1 番限の時は、1 番限の建玉制限は一般委託者、当業者ともに上表の 2 分の 1（当業者 500 枚、一般委託者 250 枚）とする。
- ・当業者が現物のヘッジ目的で建玉を持つ場合、あるいは取引所の会員で当業者認定を受けている場合、取引所に届け出て承認を受けることを条件に建玉制限を超えて建玉することができる。

- (1) 国産農産物である小豆の建玉制限を基準として、現物市場規模の違い等を考慮する。なお、小豆の建玉制限は、市場管理上の問題により 1 番限と 2 番限を意図的に小さくしているが、コメの場合は、供給量が小豆よりも圧倒的に大きいことから、この部分を拡大しても問題がなく、むしろこれにより期近限月の取引に厚みが出て効率的な価格形成が行われることが期待できる。ただし、収穫期と端境期とではコメの受渡可能量が大きく異なることから、端境期の限月の建玉制限は小さくする必要がある。

- (2) 国際的にも、コメのように現物受渡しを伴う商品については、特定の取引参加者が、資金力等を背景に大きな建玉を保有したり、不公正な取引を行って過度の価格変動を抑制するために、投資家の1番限の建玉制限は低い水準に抑えられ、一般的には、現物市場における受渡可能量の25%を超えない水準に設定される。コメについても、今後、取引所指定倉庫等を決定した段階で、合計の倉庫収容能力等を基に受渡可能量及びその25%の水準を算出する必要がある。

4. 建玉報告

建玉報告（取引参加者がどの程度の取引を行っているかを把握するために商品取引業者から情報提供を受ける仕組み。）は、以下の要領で行うこととする。

- ① 取引所が商品先物取引業者から報告を受ける情報
現物価格との価格の関連性が強い1番限について、取引所は商品先物取引業者から月初と納会日2営業日前に委託者の建玉情報（1枚以上）について報告書を徴収する。
- ② 取引所が商品先物取引業者から報告を受け、農水省に提出する情報
取引所は、毎営業日、限月ごとに21枚以上の建玉を保有する大口委託者について、限月ごと、売り買いの別ごとの情報を商品先物取引業者から報告を受け、当該情報を農水省に報告する。

- (1) 先物市場における不正な取引等を防止するために、大きな建玉を有する委託者の情報を収集して農水省と共有する必要がある、特に②は法令で義務付けられている。
- (2) 現在、他の上場商品についても同様の対応を行っているが、最も基準が厳しい小豆と同様の基準で報告を行うこととする。

5. 市場管理・市場監視体制

コメの市場管理・監視体制として以下の体制を構築する。

- ① 社長直属の第三者機関として「市場取引監視委員会」が設置されているが、その監視委員会のメンバーにコメの学識経験者を加える。
- ② 常設委員会として、コメの各分野の専門家等から構成される「コメ運営委員会」を設置し、定期的に試験上場の実施状況をレビューする。
- ③ 取引所における日常の市場監視体制について、市場部において取引状況をオンラインで監視し、自主規制部において市場監視システム SMART'S を用いて取引データを用いて事後的な検証を行う
- ④ 先物市場だけでなく、現物市場の動向を把握する体制を構築し、先物市場と現物市場を一体的に監視する体制を整える。（ヒアリングによる現物価格の入手、指定倉庫在庫の在庫量把握等）

- (1) コメは我が国の主食であり、その影響範囲が大きいことから、他の上場商品以上の特別の市場監視体制を整える。
- (2) 「コメ運営委員会」は、格付表の制定など、コメ先物市場運営の根幹的な制度を決定する組織であり、コメ現物関係者、学識経験者、商品先物取引業者などから構成される。その下に、必要に応じてワーキンググループを設置する。
- (3) 現物市場の情報を入手するために、①コメ流通業者等からコメの価格情報を入手する体制、②指定倉庫から在庫情報を入手する体制、を整える。

以上